

第7章 経営局

第1節 農業経営政策

1 担い手の育成・確保

(1) 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保

我が国農業を安定的に発展させ、国民に対する食料の安定供給を確保していくためには、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第21条に示されたとおり、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を構築することが重要である。

このため、農業の担い手の育成については、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づき、

- ・ 法人雇用による就農の拡大、就農しようとする青年の研修及び経営の確立のための支援
- ・ 経営者らしい農業者を育成するための農業経営者教育に対する支援
- ・ 経営の法人化、集落営農の組織化・法人化に対する支援
- ・ 日本政策金融公庫の融資制度、農業法人投資円滑化法に基づく農業法人への出資支援の強化等の担い手に対する金融支援
- ・ 担い手の農業経営全体に着目した収入保険制度の導入に向けた調査・検討
- ・ 国家戦略特区において農業生産法人の6次産業化推進のための要件（役員の農作業従事要件）の緩和及び商工業とともに行う農業への信用保証制度の適用

等を実施した。

また、平成27年3月には、食料・農業・農村基本計画が閣議決定された。この中で、「効率的かつ安定的な農業経営になっている経営体」に「それを目指している経営体」も加え、併せて、「担い手」と考え、具体的には、

- ① 効率的かつ安定的な農業経営を目指して経営の改善に取り組む認定農業者

- ② 将来、認定農業者となると見込まれる認定新規就農者

- ③ 将来、法人化して認定農業者となることも見込まれる集落営農

を「担い手」として位置付け、これらの経営体に対して、重点的に経営発展に向けた支援を実施していくこととされた。

(2) 農業経営基盤強化促進法の運営

ア 農業経営基盤強化促進法の趣旨

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、地域において育成すべき多様な農業経営の目標を、関係者の意向を十分踏まえた上で明らかにし、その目標に向けて農業経営を改善する者に対する農用地の利用の集積、経営管理の合理化など、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じるものである。

イ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等の作成

都道府県及び市町村は、それぞれ農業経営基盤の強化のため、基本方針（基盤強化法第5条の規定に基づき都道府県が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針をいう。以下同じ。）及び基本構想（基盤強化法第6条の規定に基づき市町村が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想をいう。以下同じ。）を作成し、農業経営基盤の強化の促進に関する目標、効率的かつ安定的な農業経営の指標、農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標等を定めることとしている。なお、基本構想は、1,663の市町村（特別区を含む。）で策定されている（平成28年3月末時点）。

ウ 農業経営改善計画の認定制度

農業者が作成する農業経営の規模の拡大、生産方式・経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等農業経営の改善を図るための農業経営改善計画を、市町村が基本構想に照らして認定する。

この認定農業者に対しては、経営所得安定対策

(畑作物の直接支払交付金、米・畑作物の収入減少影響緩和対策)、日本政策金融公庫による必要な資金の貸付け、農業委員会による農地利用集積の支援、税制上の特例措置等の施策を重点的に実施することとしている。なお、認定農業者数については、246,085（前年同月比7,642（3.2%）の増加）となった（平成28年3月末時点）。

(3) 農業経営の法人化の推進

農業経営の法人化には、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、円滑な経営継承、雇用による就農機会の拡大等のメリットがある。

法人経営体数は、平成12年からの10年間で2倍となり、平成22年には12,511法人となった。こうしたことを踏まえ、平成25年に閣議決定した「日本再興戦略」では、平成35年までの10年間で法人経営体の増加ペースを倍増させ、平成22年の約4倍である5万法人を目指すこととされた。

なお、平成28年2月時点の法人数は20,800法人となっている。（平成28年農業構造動態調査）

(4) 「人・農地プラン」の推進

農業者の高齢化・耕作放棄地の増加等に対して、担い手の育成・確保、担い手への農地集積を進めるため、地域の話合いにより、

- ・ 今後の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）はどこか
- ・ 地域の担い手は十分確保されているか
- ・ 将来の農地利用のあり方
- ・ 農地中間管理機構の活用方針
- ・ 近い将来の農地の出し手の状況
- ・ 地域農業のあり方

等を明らかにした「人・農地プラン」の作成を推進した。

なお、平成28年3月末において、プランを作成しようとする1,591市町村のうち、1,565市町村（98%）でプランの作成に至った。

2 新規就農者・青年農業者の育成・確保

農業就業者の平均年齢が66歳（平成27年）と高齢化が進展する中、持続可能な力強い農業を実現するためには、新規就農し定着する農業者を倍増し、40代以下の農業従事者を40万人に拡大することが必要である。

このため、青年新規就農者を増大させるための各種支援を行った。

(1) 新規就農・経営継承総合支援事業

ア 新規就農者確保事業

(ア) 青年就農給付金

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間（年間150万円、最長2年間）及び経営が不安定な就農直後（年間最大150万円、最長5年間）の所得を確保する給付金を給付した。

（予算額 12,245百万円）

（補正額 2,308百万円）

(イ) 農の雇用事業

青年の農業法人へ雇用就農を促進するため、農業法人が新規就業者を雇用して実施する実践的な研修（年間最大120万円、最長2年間）等に対して支援した。

（予算額 6,734百万円）

イ 農業者育成支援事業

(ア) 技術習得支援事業

a 高度農業経営者教育機関への支援

地域農業のリーダーとなる農業経営者を育成するため、民間法人等が地域の農業経営者育成の中核となる教育機関と連携して行う、①地域の中核教育機関の学生、新規就農者、農業者等を対象とした高度な経営力養成のための研修、②地域の中核教育機関の講師や農業法人等の指導者を対象とした指導力向上研修、③優れた経営感覚を備えた農業経営のトッププロを育成するための取組等を支援した。

（予算額 121百万円）

b 地域の中核教育機関への支援

農業大学校等地域の農業経営者育成の中核となる教育機関が行う教育改善計画に基づく新たな教育の実施・教育体制の強化・教育施設の整備について支援した。

（予算額 197百万円）

(イ) 新規就農等相談支援事業

a 就農情報の提供、就業相談の実施

就農希望者と農業法人等のマッチングを図るため、全国新規就農相談センター及び都道府県新規就農相談センターにおける求人情報等の収集・提供、個別就農相談、法人就業相談会の開催等を実施した。

b 短期就業体験の実施

農業知識・経験不足等による就業時のミスマッチを防止し、新規雇用者の定着を促進するため、農業法人等の短期就業体験の実施を支援した。

（予算額 183百万円）

(2) 認定新規就農者制度

青年新規就農者を増大させるため、就農段階から農業経営の改善・発展段階まで一貫した支援が重要であることから、平成26年度から農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が青年等就農計画を認定する「認定新規就農者制度」を創設した。

なお、認定新規就農者数については、6,140となった（平成28年3月末時点）。

（3）青年等就農資金

認定新規就農者制度の創設を踏まえ、平成26年度から認定新規就農者に対し、日本政策金融公庫等が無利子で貸付ける「青年等就農資金」を創設した。平成27年度貸付実績は、1,663件、88.1億円であった。

（予算額 271百万円）

3 経営体育成支援等

地域の中心経営体等が、経営規模の拡大や経営の多角化を図るために必要な農業用機械・施設の整備等を、都道府県・市町村を通じ支援した。

（1）経営体育成支援事業

ア 融資主体補助型経営体育成支援事業

（ア）融資主体型補助事業

中心経営体等が融資を受け、農業用機械等を導入する際、融資残の自己負担部分について補助金を交付することにより、主体的な経営展開を補完的に支援した。

（イ）追加的信用供与補助事業

（ア）に係る融資の円滑化等を図るため、農業信用基金協会への補助金の積増による金融機関への債務保証（経営体の信用保証）の拡大を支援した。

イ 条件不利地域補助型経営体育成支援事業

経営規模の零細な地域等における意欲ある経営体の育成に必要な共同利用機械等の導入を支援した。

ウ 被災農業者向け経営体育成支援事業

平成27年9月7日から9月11日までの間の暴風雨及び豪雨による農業被害により被災した農業者に対し、農産物の生産に必要な施設の復旧等を緊急的に支援した。

（予算額 3,205百万円）

（2）担い手確保・経営強化支援事業

農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約化に取り組む地区の中心経営体である認定農業者等が、融資を受けて、農業経営の経営発展に取り組む場合に必要機械・施設の導入を支援した。

（補正額 5,286百万円）

（3）特定地域経営支援対策事業

ア アイヌ農林漁業対策事業

北海道のアイヌ住民の居住地区における農林漁業は他の地区に比べ、経営規模が零細で生産性が低いことから、アイヌ農林漁家の所得及び生活水準の向上を図るため、農林漁業経営の近代化のための施設等の整備を支援した。

（予算額 228百万円）

イ 沖縄農業対策事業

沖縄県における地理的・自然的条件や特有の歴史的・社会的条件の不利による本土農業との格差是正等を図るため、意欲ある多様な経営体の育成に必要な施設等の整備を支援した。

（予算額 740百万円）

（4）人権問題啓発事業

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」に即して、農林漁業関係団体の人権意識の向上のための啓発活動を推進した。

ア 人権問題啓発推進事業

全国農林漁業団体が、当該職員等を対象に実施する人権問題に関する研修会等の開催などの啓発活動を支援した。

（予算額 6百万円）

イ 「みんなで豊かな農林漁業」人権啓発委託事業

農林漁業団体職員や農業生産法人、集落営農組織等を対象に、人権問題に関する研修会等の開催などの啓発活動を実施した。

（予算額 11百万円）

4 女性の能力の積極的な活用

農業就業人口の過半を占める女性は、農業や地域の活性化において重要な役割を果たし、6次産業化の担い手としても大きく期待されていることから、その能力の発揮を一層促進する必要がある。

女性の能力の積極的な活用を進める観点から、以下の施策を講じた。

（1）企画・立案段階からの女性の参画促進

地域農業に関する方針を企画・立案する段階から女性の参画を促進するため、市町村等の単位で地域農業の目指すべき方向や確保すべき経営体の姿を定める「人・農地プラン」の検討にあたって、女性が概ね3割以上参画することとした。

（2）地域農業の活性化にチャレンジする女性への支援

経営体向けの補助事業については、女性農業者等の積極的な活用が望まれることから、女性経営者のネットワーク等を通じて周知徹底を図るとともに、女性や女性グループが積極的に採択されるよう配慮した。

(3) 輝く女性農業経営者育成事業

次世代リーダーとなり得る先鋭的な女性農業経営者の育成及び農業で新たにチャレンジを行う女性のビジネス発展を支援した。

(予算額 120百万円)

第2節 農 地 制 度

1 担い手への農地集積の状況

農地面積に占める担い手の利用面積の割合は、平成5年の認定農業者制度の創設以降、認定農業者を対象とした施策の効果もあり、平成12年度（平成13年3月末現在）の27.8%から平成22年度（平成23年3月末現在）の48.1%に上昇した後、ここ数年間停滞していた。

担い手への農地集積・集約化を加速化するため、平成26年に農地中間管理機構を各都道府県に整備したところであり、平成27年度（平成28年3月末現在）の農地面積に占める担い手の利用面積の割合は52.3%となり、担い手への農地集積が再び動き出した。

2 農 地 集 積 対 策

(1) 農地中間管理事業

担い手への農地の集積・集約化を進めるため、公的な農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構を都道府県段階に整備する「農地中間管理事業の推進に関する法律」が、平成25年の第185回国会（臨時会）において成立し、平成26年3月に施行された。

農地中間管理機構が行う農地中間管理事業は、地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し、担い手ごとに農地を集約化する必要がある場合に、農地中間管理機構が出し手から借り受けた農地をまとめて担い手に貸し付けるほか、必要な場合には農地中間管理機構が農地の大区画化等の条件整備を行い、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸し付ける事業。

また、農地中間管理機構は、農業経営基盤強化促進法に基づき、特例事業として農地の売買を行うことができる。

平成27年度の農地中間管理機構の実績は、借入面積が7万6千ha、転貸面積が7万7千haと初年度（平成26年度）の3倍程度に拡大した。

(2) 農地利用集積円滑化事業

農地利用集積円滑化事業は、農地利用集積円滑化団体が、農地の所有者から委任を受けて、その者を代理して農地の貸付け等を行うこと等を内容とする事業で

あり、次の事業からなる。

ア 農地所有者代理事業

農地利用集積円滑化団体が行う農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して農用地等について売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託を行う事業（当該委任に係る農用地等の保全のための管理を行う事業を含む）。

イ 農地売買等事業

農地利用集積円滑化団体が農用地等を買入れ、又は借り受けて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業。

ウ 研修等事業

農地売買等事業により買入れ、又は借り受けた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業。

(3) 機構集積協力金

農地中間管理機構に対し、地域における話合いに基づき機構にまとまった農地を貸し付けた地域や、農地を貸付けて担い手への農地集積・集約化に協力する農地の出し手に対し、協力金を交付。

(予算額 9,000百万円)

(4) 農地法に基づく遊休農地に関する措置

改正農地法に基づき、農業委員会は農地の利用状況調査、利用意向調査等を実施している。平成27年の遊休農地面積は、134,835ha（対前年比88%）になった。

3 耕作目的の農地の権利移動の状況

(1) 耕作目的の農地の権利移動の状況

ア 総権利移動の動向

平成26年の耕作目的の農地の総権利移動（農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づく権利移動の合計）は、全体で43万0,348件（対前年比98.7%）、25万4,032ha（同99.9%）となった。

イ 所有権耕作地有償所有権移転

所有権耕作地有償所有権移転（農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づくものの合計）は、平成26年は件数で4万7,645件（対前年比97.6%）、面積で2万8,019ha（同87.0%）となった。

ウ 農地法に基づく賃借権の設定等

(ア) 賃借権の設定

賃借権の設定は、平成26年は6,504件（対前年比103.3%）、7,210ha（同124.1%）となった。

(イ) 使用貸借による権利の設定

使用貸借による権利の設定は、平成26年は7,897件（対前年比95.7%）、2万3,905ha（同94.3%）

となった。

エ 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定

利用権の設定（農業経営基盤強化促進法に基づく賃借権の設定、使用貸借による権利の設定及び農業経営の委託による権利の設定の合計）は、平成26年は34万9,572件（対前年比99.1%）、18万2,763ha（同102.4%）となった。

（2）賃貸借の解約、利用権の終了の状況

ア 農地法に基づく賃貸借の解約等（転用目的の解約等を含む。）

農地法に基づく賃貸借の解約と農業経営基盤強化促進法に基づく利用権（賃借権）の中途解約の合計は、平成26年は6万1,869件（対前年比133.5%）、3万7,259ha（同131.1%）となった。

イ 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の終了

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権のうち、平成26年中に利用権が終了したものは17万7,000件（前年比95.5%）、7万4,337ha（同91.0%）であった。

ウ 利用権の再設定

利用権（賃借権）が終了したもの（再設定の有無不明は除く。）のうち、平成26年中に利用権を再設定したものは件数で66.9%（面積73.4%）となった。また、再設定予定のもの（平成26年中には再設定しなかったが、平成27年初めに再設定されたもの及び近く再設定する予定のもの）は、件数で16.3%（面積12.2%）となった。

第3節 農業委員会制度

1 制度の概要

農業委員会は、農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申などを中心に農地に関する事務を執行する行政委員会として、市町村に設置されている。農業委員会数は、平成27年10月1日現在1,707委員会となっている。

平成28年4月に施行された「農業協同組合等の一部を改正する等の法律」では、農業委員会法の見直しが行われ、農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）が農業委員会の必須業務に位置づけられた。

また、地域での農地等の利用の最適化を図る活動을積極的に行うため、主に合議体としての意思決定を行う農業委員会の委員とは別に、地域の農業者等の話し合いを進め、担い手への農地利用の集積・集約化を図る

ための調整等の現場活動を行う農地利用最適化推進委員が新設された。

さらに、農業委員会のサポート業務を行うため、指定法人として（都道府県・国が指定）農業委員会ネットワーク機構が法律に位置付けられた。

2 農業委員会等に対する国庫補助

農業委員会、都道府県農業会議及び全国農業会議所に係る国庫補助としては、以下のとおりである。

（1）農業委員会に係る国庫補助

ア 農業委員会が農地法等の事務を適切かつ円滑に行うための農業委員手当及び職員設置等の基礎的な経費

（予算額 4,718百万円）

イ 農業委員会による農地の利用関係の調整、農地相談員の設置等に要する経費

（予算額 2,782百万円の内数）

（2）都道府県農業会議に係る国庫補助

ア 農地法に基づく事務を適切かつ円滑に行うための会議員手当及び職員設置に要する経費

（予算額 514百万円）

イ 広域的な農地の利用関係の調整、農地相談員の設置、農業委員会等を対象とした研修会の開催等に要する経費

（予算額 2,782百万円の内数）

（3）全国農業会議所に係る国庫補助

農業及び農業者に関する調査・研究等に要する経費
（予算額 10百万円）

第4節 農業金融等

1 組合金融の動き

政府においては、「『日本再興戦略』改訂2014」及び「規制改革実施計画」が平成28年6月24日に閣議決定され、農協の在り方等に関して、農業委員会、農業生産法人と一体的に見直しを断行することとされた。加えて、農林水産業・地域の活力創造本部が同日に改定した「地域の活力創造プラン」にも、農協・農業委員会等に関する改革の推進が農業の成長産業化に向けた大きな柱として盛り込まれた。

これらを受けて、政府・与党において、農業協同組合法改正に向けた議論が行われ、平成27年2月13日、農林水産業・地域の活力創造本部において、「農協改革の法制度の骨格」が決定され、政府は第189回国会（常会）において「農業協同組合法等の一部を改正す

る等の法律案」を提出した（平成27年9月4日公布）。同法により改正された農協法には、農協が事業を行うに当たっては、農業所得の増大に最大限配慮をしなければならないことなどが定められ、平成28年4月1日に施行することとされた。

以上のような情勢の下、平成27年度の系統信用事業は、次のような動向となった。

(1) 農協の動き

ア 貯金

平成27年度末の貯金残高は95兆9,187億円となり、前年度末に比べ2兆2,315億円（2.4％）増加した。

イ 借入金

平成27年度末の借入金残高は2,242億円（このほか日本政策金融公庫（農林水産事業）から転貸用借入金1,706億円）となり、前年度末に比べ140億円（5.9％）減少した。

ウ 貸出金

平成27年度末の貸出金残高は20兆7,298億円（このほか日本政策金融公庫（農林水産事業）資金による貸出1,760億円、金融機関向け貸出1兆3,470億円）となり、前年度末に比べ3,624億円（1.7％）減少したため、貯貸率は22.5％から21.6％に減少した。

また、貸出金残高の短期、長期別の年度間増減をみると、前年度末に比べ短期貸出が1,247億円（12.1％）の減少、長期貸出が2,090億円（1.0％）の減少となった。

なお、長期貸出比率は95.9％で、前年度末に比べ0.5ポイント増加した。

エ 余裕金

農協の余裕金（現金を除く。）は、主として信農連への預け金および有価証券等で運用されており、その平成27年度末残高は74兆6,096億円、前年度末に比べ2兆6,123億円（3.6％）増加した。

その運用内訳をみると、預け金が70兆4,465億円で前年度末に比べ2兆6,885億円（4.0％）増加し、余裕金の94.4％を占めた。このうち系統への預け金が70兆2,061億円で、余裕金全体の94.1％を占めており、前年度末より0.3ポイント増加した。

また、平成27年度末における有価証券保有残高は4兆1,523億円と前年度末に比べ776億円（1.8％）減少し、余裕金全体に占める割合も5.9％から5.6％に減少した。

表1 農協信用事業主要勘定

（単位：億円、％）

	貯金(A)	借入金 日本公庫 転貸資金 を除く	貸出金(B) 日本公庫 資金、金 融機関貸 出を除く	預け金	うち系統 預け金	有価証券	貯貸率 (B)/(A)
26年3月末	915,079	2,491	214,442	649,505	646,637	44,909	23.4
27年3月末	936,872	2,382	210,922	677,580	675,265	42,299	22.5
28年3月末	959,187	2,242	207,298	704,465	702,061	41,523	21.6

(2) 信農連の動き

ア 貯金

平成27年度末の貯金残高は60兆9,562億円となり、前年度末に比べ1兆8,952億円（3.2％）増加した。

イ 借入金

平成27年度末の借入金残高は1兆230億円となり、前年度末に比べ1,408億円（16.0％）増加した。

ウ 貸出金

平成27年度末の貸出金残高は5兆1,472億円（金融機関向け貸出を除く。）となり、前年度末に比べ610億円（1.2％）減少した。

この結果、年度末残高の貯貸率は、8.8％から8.4％に減少した。

エ 余裕金

信農連の余裕金（現金を除く。）は、主として農林中金への預け金及び有価証券等で運用されており、その平成27年度末残高は58兆4,105億円、前年度末に比べ2兆3,392億円（4.2％）増加した。

その運用内訳をみると、預け金が39兆2,850億円で余裕金の67.3％を占め、前年度に比べ2兆7,033億円（7.4％）増加した。このうち系統への預け金は39兆2,221億円で余裕金全体の67.1％を占めており、前年度末に比べ2兆6,983億円（7.4％）増加した。また、平成27年度末における有価証券保有残高は18兆4,873億円と前年度末に比べ4,309億円（2.3％）減少し、余裕金全体に占める割合は33.7％から31.7％に減少した。

表2 信農連主要勘定

（単位：億円、％）

	貯金(A)	借入金	貸出金(B) 金融機関貸 出を除く	金融機関 貸出	預け金	うち系統 預け金	有価証券	貯貸率 (B)/(A)
26年3月末	566,271	9,080	52,736	15,898	339,235	338,301	188,405	9.3
27年3月末	590,610	8,822	52,083	16,146	365,817	365,239	189,183	8.8
28年3月末	609,562	10,230	51,472	16,247	392,850	392,221	184,873	8.4

(3) 農林中央金庫の動き

ア 預金

平成27年度末の預金残高は58兆8,385億円となり、前年度末に比べ5兆3,523億円（10.0％）増加した。

この預金を預かり先別に見ると、会員の残高が53兆5,384億円で、5兆5,886億円（11.7％）の増加、また、会員以外の残高は5兆3,001億円で、2,361億

円（4.3％）の減少となった。

なお、預金残高総額に占める会員団体の業態別の割合は、農協系統が87.9％と大部分を占めており、水産系統3.1％、森林系統0.01％となった。

イ 農林債券

平成27年度末の農林債券の発行残高は3兆1,330億円となり、前年度末に比べ4,312億円（12.1％）減少した。

ウ 貸出金

（ア）会員貸出

平成27年度末の会員貸出金残高は4,107億円となり、前年度末に比べ1,569億円（61.8％）増加した。

これを団体別に見ると、農協系統は3,754億円で1,517億円（67.8％）の増加、水産系統が242億円で57億円（30.8％）の増加、森林系統が108億円で5億円（4.4％）の減少となった。

（イ）会員以外の貸出

平成27年度末の会員以外の貸出金残高は17兆5,051億円となり、前年度末より2兆1,768億円（11.1％）減少した。このうち、関連産業法人向けの貸出金残高は3兆7,515億円で、前年度末に比べ1,079億円（3.0％）の増加となった。他方、関連産業法人向け以外（農林水産業者、公共法人、金融機関等）の貸出金残高は13兆7,534億円で、前年度末に比べ2兆2,847億円（14.2％）減少した。

エ 貸出金以外の資金運用については、有価証券や預け金等により運用されているが、このうち平成27年度末の有価証券保有残高は58兆3,297億円で、前年度末に比べ1兆4,088億円（2.4％）減少した。

表3 農林中央金庫主要勘定

（単位：億円）

	預金	発行債券	会 員 貸 出	会員以外の 貸 出	有価証券
26年3月末	497,311	40,375	3,039	169,911	529,014
27年3月末	534,861	35,643	2,538	196,819	597,385
28年3月末	588,385	31,330	4,107	175,051	583,297

資料：農林中央金庫ディスクロージャー誌単体の数値であり、単位未満は切り捨て。

（4）農水産業協同組合貯金保険機構

農水産業協同組合貯金保険（貯金保険）機構は、貯金保険制度の運営主体として貯金保険法に基づき、昭和48年9月に設立された認可法人である。

貯金保険制度は、信用事業を行っている組合（農協、漁協等）に万一経営破綻が生じた場合、その貯金者に対し、貯金保険機構が保険金の支払い及び貯金等債権の買取り、資金援助等の措置により、貯金者の保護と

信用秩序の維持に資することを目的としている。

貯金保険機構が、保険金の支払い等に必要な資金として積み立てている責任準備金は、平成27事業年度末において3,819億32百万円となっている。なお、平成17年4月以降のペイオフ全面解禁後は、組合の経営破綻は生じていない。

2 株式会社日本政策金融公庫の貸付計画等

（1）貸付計画及び資金計画

平成27年度における貸付計画額は、資金需要の実勢及び東日本大震災の復旧・復興を勘案の上、前年度同額の4,000億円とした。資金の区分別の内訳は表4のとおりである。

平成27年度の資金交付計画の総額は、前年度の4,000億円から200億円減額の3,800億円とした。この原資として、一般会計からの出資金3億円、東日本大震災復興特別会計からの出資金47億円、借入金2,390億円（財政融資資金）、農林漁業信用基金からの寄託金17億円及び自己資金等1,343億円（うち財投機関債200億円）を充当することとした。また、日本政策金融公庫農林水産業者向け業務の貸付けにより生じる政策コストについて、一般会計からの補給金175億3百万円（26年度184億37百万円）、東日本大震災復興特別会計からの補給金34百万円（26年度32百万円）の繰入れを予定した。

そのほか、農業法人の自己資本充実を図ることを目的として、農業法人に関する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第8条に定める承認会社又は承認組合に対する出資業務を実施するため、平成27年度補正予算（第1号）において公庫出資金として10億円を措置した。

また、平成27年度において、日本政策金融公庫に対し、承認組合5組合、11億73百万円の出資認可を行った。

なお、平成27年度末時点の日本政策金融公庫農林水産業者向け業務に対する政府出資金は3,892億円となっている。

表4 日本政策金融公庫貸付計画

（単位：百万円）

区 分	27年度	26年度	比較増△減
経営構造改善	241,780	232,380	9,400
基 盤 整 備	38,634	38,634	0
一 般 施 設	63,126	64,526	△1,400
経営維持安定	51,460	59,460	△8,000
災 害	5,000	5,000	0
合 計	400,000	400,000	0

（注）補正予算後の計数。

(2) 制度改正

平成27年度における融資制度の主な改正点は、次のとおりである。

- ア 農林漁業施設資金（スーパーW資金）について、償還期限及び据置期間を延長するとともに、地域活性化等の推進を行う事業の貸付限度額の特例措置を講じた。
- イ 振興山村・過疎地域経営改善資金について、山村振興法に基づく認定計画に従って農林漁業の経営改善又は振興を図るのに必要な資金の貸付適用期限を延長した。

3 株式会社日本政策金融公庫資金

(1) 貸付状況

平成27年度の貸付額は表5のとおり3,760億円で、貸付計画額4,000億円に対し、94%の執行率となった。

ア 経営構造改善関係資金

平成27年度の経営構造改善関係資金の主な貸付額をみると、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）は2,092億円、青年等就農資金は88億円、経営体育成強化資金は22億円、農業改良資金は16億円、漁業経営改善支援資金は145億円、中山間地域活性化資金は167億円となった。これらの結果、全体としては、2,531億円となった。

イ 基盤整備関係資金

平成27年度の基盤整備関係資金の貸付額をみると、農業基盤整備資金は71億円、担い手育成農地集積資金は59億円、林業基盤整備資金は71億円、森林整備活性化資金は3億円、漁業基盤整備資金は1億円となった。これらの結果、全体としては、205億円となった。

ウ 一般施設関係資金

平成27年度の一般施設関係資金の主な貸付額をみると、農林漁業施設資金は351億円、特定農産加工資金は202億円、食品流通改善資金は229億円となった。これらの結果、全体としては、924億円となった。

エ 経営維持安定関係資金

平成27年度の経営維持安定関係資金の貸付額をみると、農林漁業セーフティネット資金は88億円、漁業経営安定資金は1億円となった。これらの結果、全体としては、89億円となった。

オ 災害関係資金

平成27年度の災害関係資金の貸付額は、全体として11億円となった。

表5 日本政策金融公庫資金貸付額

(単位：百万円)		
区 分	27年度	26年度
経 営 構 造 改 善	253,085	221,150
農業経営基盤強化	209,220	188,220
青年等就農	8,812	2,718
経営体育成強化	2,181	2,157
農業改良	1,556	1,271
林業構造改善事業推進	—	—
林業経営育成	57	84
漁業経営改善支援	14,541	12,252
中山間地域活性化	16,719	14,431
振興山村・過疎地域経営改善	—	18
基 盤 整 備	20,537	23,393
農業基盤整備	7,100	6,002
担い手育成農地集積	5,899	6,006
林業基盤整備	7,128	10,938
森林整備活性化	277	307
漁業基盤整備	133	140
一 般 施 設	92,391	98,894
農林漁業施設	35,134	52,914
畜産経営環境調和推進	35	—
特定農産加工	20,170	13,819
食品産業品質管理高度化促進	1,431	1,371
漁 船	4,227	863
水 産 加 工	8,039	8,447
食品流通改善	22,915	19,779
食品安定供給施設整備	200	200
塩業、新規用途、乳業	240	1,500
経 営 維 持 安 定	8,934	19,285
漁業経営安定	107	—
農林漁業セーフティネット	8,827	19,285
災 害	1,088	4,254
計	376,035	366,976

(注) 単位未満四捨五入につき合計と内訳が一致しないことがある。

(2) 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の金利負担軽減措置等

人・農地プランの中心経営体として位置付けられた認定農業者等が借り入れた農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）について、金利負担軽減措置を講じた。

また、平成27年度補正予算において、「総合的なTPP関連政策大綱（平成27年11月25日 TPP 総合対策本部決定）に即し、新たに攻めの経営展開に取り組む人・農地プランの中心経営体として位置づけられた認定農業者等が借り入れる農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）について、金利負担軽減措置を講じた。併せて、十分な担保提供ができない場合に融資が円滑に受けられるよう、実質無担保・無保証人で貸し付ける措置を講じた。

4 農業近代化資金

農業近代化資金は、昭和36年に創設され、農業者等の農業経営の近代化に資することを目的に、長期かつ低利な施設資金等の円滑な供給に努めてきたところで

あるが、三位一体改革により、平成17年度に都道府県に対する国の助成を廃止するとともに税源移譲し、現在は、国枠を除き都道府県の自主的な判断の下で事業を実施している。

(1) 融 資 状 況

平成27年度の融資実績は414億円で、融資件数は4,934件となった。

表6 農業近代化資金利子補給承認状況

	27年度		26年度	
	件数	金額	件数	金額
個人施設	4,834	37,748	4,248	31,826
うち認定農業者向け	4,476	31,873	3,730	23,260
うちその他担い手向け	358	5,875	518	8,566
共同利用施設	100	3,644	119	3,033
合 計	4,934	41,392	4,367	34,858

(注) 単位未満四捨五入のため合計と一致しない場合がある。

(2) 融 資 残 高

平成27年12月末の融資残高は1,580億円（うち国枠6億円）となった。

(3) 農業近代化資金（国枠）の予算及び決算

平成27年度における農業近代化資金利子補給金の当初予算額は499万6千円であり、決算額は134万3千円となった。

表7 農業近代化資金の予算額及び決算額

	27年度		26年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額
農業近代化資金利子補給金	(4,996)		(5,476)	
	4,996	1,343	1,926	1,702

(注) () 内は当初予算である。

5 農業経営改善促進資金

農業経営改善促進資金は、認定農業者及び六次産業化法認定者（農業者）に対して、それぞれの計画に即して規模拡大その他の経営改善を図るのに必要な短期運転資金を、都道府県農業信用基金協会と民間金融機関との協調融資方式により融通している。

(1) 融資状況及び融資残高

平成27年度末の極度契約額は282億円で、平成27年度末の融資残高は161億円となった。

表8 農業経営改善促進資金極度契約額

	27年度		26年度	
	件数	金額	件数	金額
認定農業者	2,199	28,225	1,955	25,390
六次産業化法認定者	—	—	2	43
合 計	2,199	28,225	1,957	25,433

(注) 平成26年度までは、六次産業化法認定者も対象としていた。

(2) 農業経営改善促進資金の予算及び決算

平成27年度における農業経営改善利子補給金等交付事業費の予算額は3,392万5千円であり、決算額は2,698万4千円となった。

表9 農業経営改善促進資金の予算額及び決算額

	27年度		26年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額
農業経営改善利子補給金等			(44,101)	
交付事業費	39,325	26,984	42,442	34,825

(注) () 内は当初予算である。

6 農業信用保証保険

農業信用保証保険制度は、農業近代化資金その他農業経営に必要な資金の融通を円滑にするため、農業協同組合その他の融資を行う機関の農業者等に対する貸付けについてその債務を保証することを主たる業務とする農業信用基金協会の制度及びその保証等につき（独）農林漁業信用基金が行う農業信用保険の制度を確立し、もって農業の生産性の向上を図り、農業経営の改善に資することを目的とする制度である。

(1) 農業信用基金協会の業務概況

平成27年度末の債務保証残高は6兆5,288億円（農業近代化資金1,394億円、農業改良資金38億円、就農支援資金168億円、一般資金等6兆3,688億円）で、前年度末の6兆6,077億円に対し788億円の減少となった。

また、平成27年度中に基金協会が代位弁済を行った金額は89億円で、前年度の105億円に対し16億円減少した。

この結果、平成27年度末の求償権残高は703億円となった。

(2) （独）農林漁業信用基金の業務概況（農業関係）

平成27年度末の保険価額残高は、保証保険2兆9,066億円で、前年度末の保証保険3兆275億円に対し1,209億円の減少、融資保険は114億円で、前年度の105億円に対し9億円の増加となった。各基金協会に貸し付けた融資資金の残高は、長期資金368億円となった。

また、平成27年度において基金協会等に支払った保

険金の額は37億円で、前年度の39億円に対し2億円減少した。

（参考）全国農協保証センターの業務概況

平成27年度末の再保証引受額及び保証引受額は4,585億円（前年度4,409億円）、再保証残高及び保証残高は4兆3,192億円（前年度4兆2,739億円）となった。

（3）農業信用保証保険関係の予算と決算

平成27年度においては、（独）農林漁業信用基金が行う負債整理資金の農業信用保険引受に係る財務基盤を強化するための予算を2億7,628万9千円措置した。

また、重大な気象災害により被害を受けた農業者の経営の早急な立ち直りを支援するため、被災農業者が必要とする農業近代化資金の借入について、農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を免除するための予算を370万円予算措置した。さらに、農業経営改善促進資金の貸付原資を低利で預託するため、農業信用基金協会が預託用に借り入れた借入金に対する利子補給金等として2,698万4千円を交付した。

そして、東日本大震災復旧・復興のための予算として農業信用基金協会に2,591万円を交付した。

表10 農業信用保証保険関係の予算額及び決算額

	27年度		(単位：千円) 26年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額
農業経営金融支援対策費補助金				
農業経営復旧・復興対策特別保証事業費	38,815	25,910	48,835	24,768
農業信用保証保険基盤安定事業補助金	—	—	160,680	1,767
農業信用保証保険基盤強化事業補助金	3,700	0	—	—
農業信用保険事業交付金				
農業信用保証保険基盤安定事業交付金	—	—	120,120	4,197
農業信用保証保険基盤強化事業交付金	276,289	0	—	—

第5節 農林漁業関係の税制

1 平成27年度税制改正の経緯

平成27年度の税制改正事項に関しては、与党において平成26年12月30日に税制改正大綱が取りまとめられ、平成27年1月14日に「平成27年度税制改正の大綱」が閣議決定された。その後、2月17日に「所得税法等の一部を改正する法律案」等が国会に提出され、3月31日に成立した。

2 税制改正事項

（1）農業経営の安定化

ア 農業経営基盤強化準備金制度（交付金を準備金と

して積み立てた場合及び同準備金を活用して農用地等を取得した場合の経費算入）について、以下の見直しを行った上、適用期限を2年延長した。（所得税・法人税）

（ア）対象者について、認定新規就農者である個人を追加するとともに、農業生産法人以外の特定農業法人を除外

（イ）対象となる特定農業用機械等に器具備品、一定の農業用施設である建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウェアを追加

（ウ）対象となる交付金から環境保全型農業直接支援対策交付金を除外

イ 軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期限を3年延長した。（軽油引取税）

ウ 農業協同組合等が一定の貸付けを受けて共同利用施設を取得した場合の課税標準の特例措置（取得価格のうち貸付金相当分を控除）について、控除額の上限を価格の1/2とする等の見直しを行った上、適用期限を2年延長した。（不動産取得税）

エ 利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置（2%→0.8%）の適用期限を2年延長した。（登録免許税）

オ 農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る特例措置（取得価格の1/3控除）の適用期限を2年延長した。（不動産取得税）

カ 平成27年度から平成29年度まで農地の負担調整措置を存続させた。（固定資産税・都市計画税）

キ 東日本大震災の津波被災区域で実施する土地改良事業の換地計画に基づき創設農用地換地を取得した場合の課税標準の特例措置（取得価格の1/3控除）の適用期限を2年延長した。（不動産取得税）

ク 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却（30%）又は法人税額等の特別控除（7%）（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）について、対象者から認定経営革新等支援機関等を除外する等の見直しを行った上、適用期限を2年延長した。（所得税・法人税）【経産省等3省共管】

ケ 農業信用基金協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置（0.4%→0.15%）の適用期限を2年延長した。（登録免許税）【経産省等3省庁共管】

（2）農林水産関連産業の振興等

ア 中小企業者等の軽減税率の特例（協同組合等について所得の金額のうち年800万円以下の部分に対する税率を19%→15%とする措置）の適用期限を2年延長した。（法人税）

イ 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除に

ついて、以下の見直しを行った。(所得税・法人税)

(ア) 総額型の控除税額の上限を当期の法人税額の25%とした。

(イ) 特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、税額控除率を引き上げる(12%→20%等)とともに、控除税額の上限を総額型とは別枠で当期の法人税額の5%とした。

((ア)と(イ)の合計で控除税額の総枠を上限30%)

(ウ) 繰越税額控除限度超過額等に係る税額控除制度を廃止した。等

【経産省等8省共管】

ウ 技術研究組合の所得計算の特例(圧縮記帳)について、対象資産から土地の上に存する権利を除外した上、適用期限を3年延長した。(法人税)【経産省等4省共管】

エ 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却(30%)又は法人税額等の特別控除(7%)(商業・サービス業・農林水産業活性化税制)について、見直しを行った上、適用期限を2年延長した。(所得税・法人税)(再掲)【経産省等3省共管】

オ 中小企業等の貸倒引当金の特例(繰入限度額を12%増し)の適用期限を2年延長した。(法人税)【経産省等5省庁共管】

(3) 農山漁村の活性化

ア 振興山村において工業用機械等を取得した場合の特例措置について、同意山村振興計画に記載された区域及び事業に係る措置とした上で、一部見直しを行い、2年延長した。(所得税・法人税)【総務省等3省共管】

イ 次の特定地域において工業用機械等を取得した場合の割増償却(機械・装置32%等)について一部見直しを行った上、適用期限を2年延長した。(所得税・法人税)

(ア) 半島振興対策実施地域(認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業に係る措置として見直し)【国交省等3省共管】

(イ) 離島振興対策実施地域【国交省共管】

(ウ) 奄美群島【国交省共管】

ウ 過疎地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却(10%等)の適用期限を2年延長した。(所得税・法人税)【総務省等3省共管】

エ 福島再開投資等準備金制度(避難指示解除区域等へ帰還を希望する事業者で一定の事業実施計画の認定を受けた者が、積立期間内の日を含む各事業年度において計画に記載された事業の用に供する施設・設備の新增設等の経費に充てるための資金を積み立

てた場合の経費算入)を創設した。(所得税・法人税)【復興庁等4省庁共管】

(4) 森林・林業施策の推進

ア 山林所得に係る森林計画特別控除(収入金額の20%等)について、収入金額が2,000万円超の者の2,000万円を超える部分の控除率を10%とした上、適用期限を3年延長した。(所得税)

イ 軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期限を3年延長した。(軽油引取税)(再掲)

ウ 中小企業者等の軽減税率の特例(協同組合等について所得の金額のうち年800万円以下の部分に対する税率を19%→15%とする措置)の適用期限を2年延長した。(法人税)(再掲)

エ 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却(30%)又は法人税額等の特別控除(7%)(商業・サービス業・農林水産業活性化税制)について、見直しを行った上、適用期限を2年延長した。(所得税・法人税)(再掲)【経産省等3省共管】

オ 中小企業等の貸倒引当金の特例(繰入限度額を12%増し)の適用期限を2年延長した。(法人税)(再掲)【経産省等5省庁共管】

カ (独) 農林漁業信用基金が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置(0.4%→0.15%)の適用期限を2年延長した。(登録免許税)(再掲)【経産省等3省庁共管】

(5) 水産施策の推進

ア 軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期限を3年延長した。(軽油引取税)(再掲)

イ 漁業協同組合等が一定の貸付けを受けて共同利用施設を取得した場合の課税標準の特例措置(取得価格のうち貸付金相当分を控除)について、見直しを行った上、適用期限を2年延長した。(不動産取得税)(再掲)

ウ 中小企業者等の軽減税率の特例(協同組合等について所得の金額のうち年800万円以下の部分に対する税率を19%→15%とする措置)の適用期限を2年延長した。(法人税)(再掲)

エ 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却(30%)又は法人税額等の特別控除(7%)(商業・サービス業・農林水産業活性化税制)について、見直しを行った上、適用期限を2年延長した。(所得税・法人税)(再掲)【経産省等3省共管】

オ 中小企業等の貸倒引当金の特例(繰入限度額を12%増し)の適用期限を2年延長した。(法人税)(再掲)【経産省等5省庁共管】

カ 漁業信用基金協会が受ける抵当権の設定登記等の

税率の軽減措置（0.4%→0.15%）の適用期限を2年延長した。（登録免許税）（再掲）【経産省等3省庁共管】

（6）そ の 他

ア 旧3級品の製造たばこに係るたばこ税の特例税率について、4段階の経過措置を講じた上で廃止した。（たばこ税・地方たばこ税）

イ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置法に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税を非課税とする措置等を講じた。（狩猟税）

ウ 独立行政法人の組織の見直しに伴う税制上の所要の措置を講じた。（複数税目）

（7）税制改正見直し事項（廃止）

ア 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例について、適用対象から（独）農畜産業振興機構の業務に係る負担金を除外した。（所得税・法人税）

イ 新用途米穀加工品等製造設備の特別償却（30%）を廃止した。（所得税・法人税）

第6節 農業者年金制度

農業者年金制度は、農業者の老後生活の安定を通じて、農業経営の近代化、農地保有の合理化を推進するという政策目的を達成するために昭和46年に創設された。

その後、高齢化の進展等により、加入者1人で受給者約3人を支える状況等になったことから、少子高齢化などに対応できる安定した制度に再構築することとし、平成14年1月に制度改正を行った。これに伴い、農業者年金事業の実施主体は特殊法人農業者年金基金から独立行政法人農業者年金基金へ移行した（平成15年10月1日）。

1 制度の概要

（1）政策目的

政策目的については、農業者の老後生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資すること。

（2）加入要件

加入要件については、国民年金の第1号被保険者で年間60日以上農業に従事する60歳未満の者。

（3）財政方式

財政方式については、将来受け取る年金財源を加入者自らが積み立てる、加入者数や受給者数に左右されず長期的に安定した積立方式。

（4）政策支援

認定農業者で青色申告の者等に対し、保険料の政策支援を行っている。

ア 政策支援対象者については、

（ア）60歳までに20年以上加入することが見込まれる者

（イ）必要経費等控除後の農業所得で900万円以下の者のうち、次の者

a 認定農業者又は認定就農者で青色申告者。

b aの者と経営方針や役割分担等について取り決めた家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者・後継者。

c 認定農業者か青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者。

d 35歳未満の後継者で35歳まで（25歳未満の者は10年以内）に認定農業者で青色申告者となることを約束した者とする。

イ 政策支援割合は、対象者の状況に応じて2/10、3/10及び5/10の支援を行う。

ウ 国庫助成は、35歳未満であれば、要件を満たしている全ての期間、35歳以上では10年間を限度として、通算して20年間受けることができる。

2 被保険者等の状況（27年度末）

ア 加入者数（累計） 114,341人

イ 被保険者数 48,225人

ウ 平成27年度新規加入者 3,063人

第7節 農業協同組合等

1 農業協同組合及び同連合会

（1）農協系統の現状

政府においては、「『日本再興戦略』改訂2014」及び「規制改革実施計画」が平成26年6月24日に閣議決定され、農協の在り方等に関して、農業委員会、農業生産法人と一体的に見直しを断行することとされた。加えて、農林水産業・地域の活力創造本部が同日に改定した「地域の活力創造プラン」にも、農協・農業委員会等に関する改革の推進が農業の成長産業化に向けた大きな柱として盛り込まれた。

これらを受けて、政府・与党において、農業協同組合法改正の法案化に向けた議論が行われ、平成27年2月13日、農林水産業・地域の活力創造本部において、「農協改革の法制度の骨格」が決定され、政府は第189

回国会（常会）において「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案」を提出した（平成27年9月4日公布）。同法により改正された農協法には、農協が事業を行うに当たっては、農業所得の増大に最大限配慮をしなければならないことなどが定められ、平成28年4月1日に施行することとされた。

以上のような状況の下、農協システムの現状を概観すると、平成28年3月31日現在における農業協同組合の数は総合農協691、連合会が190で平成27年度中に総合農協が17減少している。平成27年度における総合農協の合併実績は8件であり参加農協数は24農協であった。

26事業年度末現在における総合農協の正組合員の数は、448万人（団体を除く。）で前事業年度末に比較し約6万7千人減少し、准組合員の数は569万人（団体を除く。）で前事業年度末に比較し約19万人増加している。

（2）農協システムの財務の概況

26事業年度末現在における総合農協の財務状況は資金調達額（負債・純資産の計）103兆4,971億円で、前年度比2.2%増加した。これら調達資金の91.6%は信用事業負債である。

資金の運用については、全体の92.1%である95兆3,200億円が信用事業資産（預金、貸出金、有価証券等）であり、前年度比2.4%増加している。固定資産は前年度比0.4%減少し2兆8,795億円、外部出資は前年度比1.4%増加し3兆6,710億円である。

純資産については、6兆6,367億円で、前年度比2.5%増加した。

（3）農協システムの行う各事業の概況

ア 営農指導事業

農協は、組合員の農業所得の向上を図るため、作目別の技術指導、農業経営の指導等を行う営農指導事業を実施している。

26事業年度末における1組合平均の営農指導員数は20.0人である。また、営農指導員のうち耕種、野菜等の作目別指導に従事するものが多く、農家の経営指導に従事するものは全体の11.7%となっている。

イ 信用事業

農協における27年度末の貯金残高（譲渡性貯金を含む。）は95兆9,187億円、貸出金残高は20兆7,298億円（日本公庫資金及び金融機関貸出を除く。）、有価証券残高は4兆1,523億円となっている。

ウ 経済事業

26事業年度における総合農協の販売事業の取扱高は、4兆3,262億円となっており、そのうち主要

なものは畜産1兆2,111億円（28.0%）、米8,239億円（19.0%）、野菜1兆2,760億円（29.5%）、果実3,963億円（9.2%）である。

また、購買事業の取扱高は2兆7,511億円となっており、そのうち主要なものは飼料3,671億円（13.3%）、肥料2,973億円（10.8%）、農薬2,191億円（8.0%）、農業機械2,270億円（8.3%）、燃料3,892億円（14.1%）、食料品2,295億円（8.3%）、家庭燃料2,219億円（8.1%）である。

エ 共済事業

平成27年度末の共済事業における長期共済保有契約高（保障ベース）は、273兆6,824億円（前年度末281兆1,919億円）、短期共済契約高（掛金ベース）は、5,078億円（前年度末5,107億円）となっている。

一方、共済金支払額は、長期・短期を含めた総額で、事故共済金9,121億円、満期共済金2兆5,111億円、合計3兆4,233億円となった。

オ 医療事業

農協システム組織の医療事業は主として都道府県（郡）厚生農業協同組合連合会が医療施設を開設して行っており、平成27年度末現在では33都道府県で34連合会が設置されている。

同連合会の開設している医療施設数は110病院、66診療所であり、医療法上の公的医療機関の指定を受け農協の健康管理活動の補完を行うとともに、農村地域の医療機関として農家組合員及び地域住民に対し、医療の提供を行っている。

カ 農業経営の実績

農協は、農地の引受手が不足し、又は不足すると見込まれる地域において、農業経営を実施している。

平成26年10月末時点で、54農協が農業経営を実施しており、このうち、耕種部門を実施している農協における引受農地面積は170ha（うち37haが耕作放棄地の活用）となっている。

2 農業協同組合中央会

農業協同組合中央会は、農業協同組合及び同連合会の健全な発達を図るため①組合の組織、事業及び経営の指導、②組合の監査、③組合に関する調査・研究等を実施している。

平成26年度の財務規模（一般会計予算）は、全国農業協同組合中央会にあっては69億9,982万円、都道府県農業協同組合中央会にあっては458億7,265万円となっている。

3 農事組合法人

農事組合法人は昭和37年の農協法改正により、農業生産の協業化を図ることを目的とする農民の協同組織として制度化されたものであり、平成27年度末においては9,884法人（前年度同期9,353法人）となっている。

このうち、農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を行ういわゆる1号法人の数は1,518、農業の経営を行ういわゆる2号法人の数は1,186、1号及び2号の事業を併せ行う法人の数は7,180となっている。

また、作目別に見ると単一作目が6,654法人で圧倒的に多く、複合作目は3,320法人である。単一作目では、普通作（稲等）2,610法人、畜産（酪農、肉用牛、養豚、養鶏等）1,536法人、野菜726法人、果樹457法人等が多い。

4 農林漁業団体職員共済組合

農協、漁協等の農林漁業団体に勤務する役職員を対象とした農林年金制度は、平成14年4月の厚生年金との統合により、職域年金相当部分のみを支給するため経過的に存続することとなっている。（平成27年度末年金受給権者120,323人）

第8節 農業災害補償制度

1 概 要

農業災害補償制度は、家畜保険法（昭和4年法律第19号）と農業保険法（昭和13年法律第68号）を統合整備し、昭和22年12月15日法律第185号をもって制定された農業災害補償法に基づくもので、農業者が不慮の事故によって受けることのある損失を補填し農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的としている。

共済事業の種類は、国が再保険を行うものとして、農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済があり、国が再保険を行わないものとして任意共済がある。

共済事業の種類及び共済目的（対象となる作物等）は、表11のとおりである。

事業の実施体制は、農業共済組合又は共済事業を行う市町村（以下「組合等」という。）が元受けを行い、組合等の負う共済責任の一部を都道府県の区域ごとに設立されている農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）の保険に付し、更に、その保険責任の一部

を国の再保険に付すという3段階制によって構成されている（地域の意向を踏まえ、都道府県の区域の組合と国との2段階制による事業実施も可能。）。

また、連合会及び組合等（以下「農業共済団体等」という。）の保険事業及び共済事業の健全な運営を図るため、独立行政法人農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務により、農業共済団体等に対し、共済金及び保険金の支払財源が不足する場合に融資を行っている。

表11 共済事業の種類及び共済目的

共済事業の種類	共済目的 （対象となる作物等）
農作物共済	水稻、陸稲、麦
家畜共済	牛、馬、豚
果樹共済	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル
畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、麥薔
園芸施設共済	特定園芸施設、附帯施設、施設内農作物
任意共済	建物、農機具その他上記以外の農作物等

（注）1 農作物共済及び家畜共済は、原則としてその実施が義務付けられている。他の共済事業は、地域の実態に応じて実施する。
 2 果樹共済には、果実の損害を対象とする収穫共済と樹体の損害を対象とする樹体共済とがある。
 3 指定かんきつとは、はつさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛県試第28号及び甘平を総称したものである。
 4 特定園芸施設とは、施設園芸施設のうちその内部で農作物を栽培するためのプラスチックハウス及びガラス室並びに施設園芸施設のうち気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するためのプラスチックハウス及びプラスチックハウスに類する構造の施設（雨よけ施設等）をいう。また、附帯施設及び施設内農作物は、特定園芸施設と併せて加入することができる。
 5 任意共済は、農業共済組合及び農業共済組合連合会が自主的に行う事業であり、国の再保険、共済掛金国庫負担等の助成措置は行われていない。また、任意共済の共済目的として実施しているものは、建物と農機具のみである。

2 制度の運営

（1）平成27年度における被害の発生状況及び被害に対して講じた処置

平成27年度は、4月の低温、9月の関東・東北豪雨（台風第18号等による大雨）、8月の台風第15・18号、冬期の降雪等により農作物等に被害が発生した。

被害の発生に対する主な対応としては、損害防止対策や事後対策の実施について組合員等への周知を図るとともに、遺漏なき被害申告、迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金の早期支払体制を確立するよう通知を発出し、農業共済団体等を指導した。

（2）農漁業保険審査会

農漁業保険審査会（会長 出口正義）は、農業災害補償法第144条の規定に基づき設置されており、農業災害補償法、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）及び漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）により、当該審査会の権限に属させた事項を処理する。

農漁業保険審査会には、農業共済再保険部会、漁船

再保険部会及び漁業共済保険部会の3部会が置かれており、それぞれの保険等について、政府を相手として提起する訴えに関して審査を行う。

(3) 果樹共済及び畑作物共済の料率の一般改定

料率改定期に当たる果樹共済及び畑作物共済の共済掛金標準率等の算定方式について、農林水産大臣が食料・農業・農村政策審議会（農業共済部会）に諮問したところ、諮問した算定方式を適当と認める旨の答申がなされた。

これを受け、果樹共済にあつては平成28年1月26日付け農林水産省告示第173号、畑作物共済にあつては平成28年1月26日付け農林水産省告示第174号をもって基準共済掛金率等が告示され、新たに開始される共済関係から適用することとされた。

3 農業共済団体等の組織の現状及び運営指導等

(1) 農業共済団体等の組織の現状

農業共済事業の効率的・安定的運営を図るとともに、事業運営基盤の充実強化を目的として、昭和45年度から4次にわたり組合等の広域合併を行ってきており、平成22年11月からは1県1組合化を推進している。

この結果、平成27年4月1日現在で組合等数は196（うち組合147、共済事業を行う市町村49）で、このうち20都府県（岩手県、群馬県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、愛知県、滋賀県、京都府、鳥取県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、熊本県、大分県及び沖縄県）が1県1組合に移行している。

(2) 運営指導

平成27年4月14日に都道府県主管課長を集め、27年度における農業共済事業の運営方針について説明し、組合等に対する指導を依頼した。また、同日、連合会等参事を集め、農業共済事業の適正・円滑な実施について指示した。

そのほか、都道府県及び連合会等の担当者を集めた会議や種々の研修会を開催し、事業の適正運営に関する指導や研修を実施した。

(3) 団体等への助成

農業災害補償法に基づく共済事業及び保険事業の基幹的な事務を行うのに要する人件費、庁費などの経費を、農業共済事業事務費負担金として負担している。平成27年度における交付実績は、全都道府県26連合会140組合で、農業共済事業事務費負担金384億2,515万

円となっている。

なお、共済事業を行う市町村の共済事業に要する事務経費については、地方交付税として措置されている。

4 事業の実績（任意共済事業を除く）

(1) 農業共済への加入状況

平成27年産（度）の各事業を通じての延加入数は1,896千戸であり、総共済金額は2兆8,119億円となっている。

(2) 共済掛金の国庫負担等

共済掛金は合計で1,014億円であり、このうち国庫負担は504億円、農家負担は510億円、平均国庫負担割合は50%となっている。共済掛金国庫負担割合は、農作物共済における麦については2段階の超過累進制（基準共済掛金率3%を境に50%と55%）をとっており、その他は定率で、畑作物は55%（蚕繭は50%）、豚40%、その他の作目（水稻、果樹等）については50%と定められている。

(3) 共済金の支払状況

平成27年産（度）において、農家に支払った共済金は合計で771億円（平成28年12月末現在）であった。

(4) 食料安定供給特別会計 農業共済再保険勘定

この勘定は、国の行う農業共済再保険事業等を経理するために設置されていた農業共済再保険特別会計が、「特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律」（平成25年法律第76号）第1条の規定により、平成25年度限りで廃止され、平成26年度から新たに、食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定として帰属させることとなったものである。

平成27年度の農業共済再保険勘定における収支（計数は単位未満切捨てによる。）は、収入661億6,015万円、支出419億1,529万円、差引242億4,485万円の剰余となるが、未経過再保険料等に相当する額127億3,199万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると115億1,286万円の剰余となる。

この剰余金は、「農業共済再保険特別会計における農作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律」（昭和52年法律第1号）等に基づき、昭和56年度までに再保険金支払財源の不足に充てるための財源を一般会計から繰り入れていたことから、一般会計へ繰り入れることとして決算を結了した。

(5) 独立行政法人農林漁業信用基金（農業災害補償関係業務）の事業実績

農業共済事業に係る共済金及び保険金の支払に必要

な資金として、平成27年度に独立行政法人農林漁業信用基金が農業共済団体等へ貸し付けた実績は、4 件で32億円である。